

曝涼・曝書と文化財 IPM

本 田 光 子

1. はじめに

日本の美術工芸品は、この国の風土で育まれたお宝保存システム「扱い・収納・曝涼・修理」により伝世してきた。特に「曝涼」については、近年、文化財分野にも導入されている IPM（総合的有害生物管理）との共通点が言及されている。ここでは「曝涼」の歴史を振り返り、文化財分野の IPM について考えたい。

古来、曝涼という行事は、年に1度、宝物を点検・公開するものであった。日や風にあて湿気をとばし虫やカビを払い、目とおし風とおしにより点検する。かつて私たちの祖先は、そうした点検の結果に応じて修理や清掃を行ってきた。秋の正倉院展が宝物曝涼期間中の展覧であることはよく知られている。

「曝書」とは書籍の曝涼を指す。書籍は、紙が密に重ねられ湿気を帯びやすく虫やカビの被害がおきやすい。書籍の重要性とその膨大な量に加えて虫菌害対策の必要性により、曝書は、曝涼行事の代表格ともいえよう。現在では、宮内庁書陵部図書寮文庫が閲覧に伴う業務の一環としてその考え方を継承実践している。

2. 曝涼・曝書の歴史

古代の中国で、食料や衣類や経書などを風や日に曝し、虫やカビを払う曝涼についての最も古い記録は『後漢書』逸民列伝(5世紀に成立)といわれている。時代が進むにつれ曝涼は旧暦5月から8月頃に行われ、宋代(960-1279)には年中行事として7月7日に行われるようになったようである。

日本では、中国から伝わった行事が平安時代に年中行事として定着した。大量の書籍を所有する社寺や公家では「経師」の仕事としておこなわれた可能性が高い。鎌倉・室町時代には、公家・武家・社寺の年中行事として多くの日記に記録されている。江戸時代には、武家・公家・社寺・町衆まで書画

の所有者の年中行事として普及した。特に社寺の宝物虫払い行事による宝物公開は地域の人々の楽しみにもなっていたようである。

2-1 奈良・平安時代

『正倉院文書』には787年(延暦6年6月26日)、793年(延暦12年6月11日)、811年(弘仁2年9月25日)、856年(斉衡3年6月25日)に曝涼の記録がある。勅使が派遣され、珍財帳と照合し宝物を点検し、風を通す。献物帳と出帳で員数を確認し「曝涼使解」(調査報告書)が作成された。

『延喜式』(927年完成)では、仏像・経典の曝涼は7月上旬から8月上旬まで、6年に1度、勅使が役人や学生から能力のある者を選び監督させること、作業は官職を持たない役人や貴族の子弟、衛士をあてること、破損があれば修繕することなどが決められていた。平安末期の大江匡房(1041～1111年)による有職故実書『江家次第』では、7月の条に「七日払拭御物事」とあり、曝涼が7月7日の年中行事として定着して行く様子がわかる。

2-2 鎌倉、室町、戦国時代

書籍の種類と量は前時代と比較にならぬほど多くなり、宮廷、公家、社寺など書籍の所蔵者が書籍のもつ意義を認識し、その保護、管理を積極的に行い、記録した。

九条兼実(1149～1207年)の日記『玉葉』には、1174年(承安4)、1175年(安元元年)、1180年(治承4)、1191年(建久2)の7月7日に記録がある。特に建久2年には「経師等」をよび行つたと記されている。藤原定家(1162～1241年)の日記『明月記』には、1226年(嘉禄2)、1229年(寛喜元年)、1230年(寛喜2)、1231年(寛喜3)、1233年(天福元年)のいずれも7月7日に「払文書」の記事がある。近衛政家(1444～1505年)の日記『後法興院記』には、応仁の乱に際し近衛家歴代の記録を疎開させ、

1487年(長享元年)8月10日～13日の条および1498年(明応7)8月16日～20日の条にみられるように、その疎開先においても虫払いを行ったことが明記されている。

2-3 江戸時代

徳川家康(1542～1616)は、先人の遺産に手厚い保護(保存と活用)を図ったことでよく知られる。古書を探索し保護を図り、1602年(慶長7)、富士見亭文庫を創建。各藩も書籍の保護を図り、公家や武家のみならず町人達へも曝涼が広められた。

『幕府書物方日記』は、書物奉行の官務日記ともいえるが、曝涼は「御風干」と表記され、必要な物品(樟脳・紙類・清掃用具)や作業員(掃除や鍵・文庫の修理)の確保と同時に、書籍移動の際の警備体制等についても言及されている。曝涼は毎年1回旧暦5月末ないし6月に開始し終了には2ヶ月前後を要していた。

貝原益軒(1630～1714年)の『日本歳時記』には、書籍の曝涼について詳細な手順が述べられている。「梅雨の後に書を日にさらすこと。あたらしいこもに書を広げ、表紙を下にして乾かす。苧縄に懸かって晒すと表紙が破れる。天気がよくても、一日一度だけでなければならない。朝に晒し、12時～14時のあいだで行う。夕方(夏)は暴雨のおそれがあるので、早く行うのがよい。屋根の下に書籍をならべて熱を冷まし、一夜おいて明る朝箱に箱に納める」等。

2-4 明治・大正時代

ウィーン万国博へ出陳する物品収集のため、山城大和の社寺の宝物調査が行われ、その一環として明治5年(1872)年8月11～18日正倉院の曝涼が行われた。その後幾度かの開封を経て明治16年(1883)に年に1度の曝涼の制が立てられ、当初は夏であったが明治28年からは10月に行われ現在にいたる。

明治33年7月刊の『図書館経営の道標』、大正4年刊『図書館小知識』には、書籍の調査及び曝書の項があり、具体的な曝書方法などは、つい先ごろまでほぼそのままに実行されてきた。

2-5 昭和時代以降

正倉院事務所では1935年(昭和10)からガス燻蒸をはじめ1955年(昭和30)に減圧燻蒸庫が導入され、曝涼に化学薬剤によるガス燻蒸が組み込まれた。

昭和30年代の図書館では、従来からの曝書が行われていたが、高度成長期を経て昭和40～50年代にはバーコードが導入され、平成時代にはほぼバーコードリーダーによる員数チェックに変貌し、平成20年台にはバーコードがいきわたりICチップがかわりつつある。もはや曝書で「書籍」を手取る作業はほぼ消え、現在では「図書整理」という名称に代わりつつある。

文化財の収蔵施設では、昭和50年代頃から、社寺あるいは、博物館・美術館等(それまで曝涼を実施していたかどうかは別にして)の多くで、虫菌害対策の大型ガス燻蒸が開始され一気に全国に波及していった。

京都神護寺の宝物虫払い行事のように年中行事の曝涼を実施する社寺は多い。信仰により宝物が守られると同時に、各地域の風物詩として多くの人々が楽しむ行事として定着している。

2-6 曝涼と修理

前述の延喜式にみられるように、曝涼の際に必要な修理を行うことを規定した我が国では、その後、1千年近くにわたりその教えが守られてきた。ここでは、絵画と文書の修理銘から、曝涼と修理の関係についてみてみよう。

滋賀県聖衆来迎寺蔵国宝『六道絵』は旧軸木に1313年(正和2)から1683年(天和3)までの8回の修理銘が記されている。1889年(明治22)と1955年(昭和30)の修理を含め、実に700年の間に10回の修理を経ている(表)。鎌倉～江戸時代の月日は、5月～9月までに8件中7件がおさまっていることに気付く。修理は寄進により行われ信仰の証であり、曝涼の公開に合わせて修理を終え寺へ納めたことも考えられる。因みに昭和時代の日付は国庫補助金による年度末納品日である。聖衆来迎寺では現在も毎年8月の旧盆に宝物虫払行事が行われている。

宮内庁書陵部図書寮文庫『壬生家文書』(12c～

17c)は、朝廷の文書を管理する壬生家に伝わるが、修理の記録が60件確認できた。特に江戸時代1842～1843年(天保13～14)のものが多いが、

天保13年は旧暦8月に同14年は旧暦6月に集中している(図)。

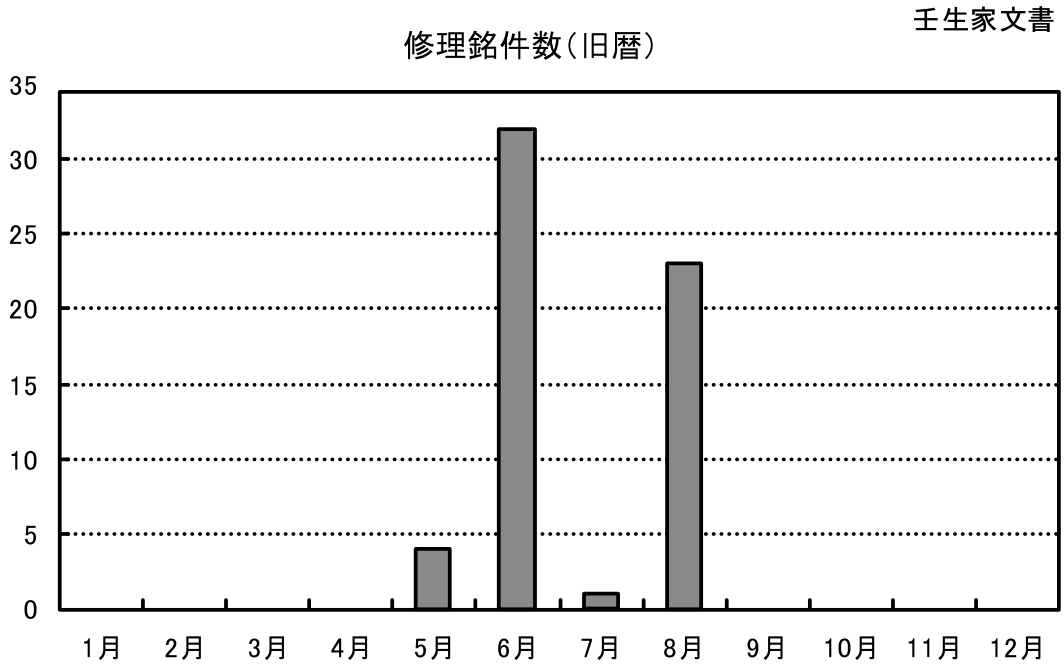


図 壬生家文書修理銘(月別)

表 国宝「六道絵」修理銘一覧

正和二年九月二八日 (1313)
永享三年五月九日 (1431)
文明九年八月 日 (1477)
明應九年五月 (1500)
天文七年七月十一日 (1538)
永禄九年三月十二日 (1566)
天和三年 八月二三日ヨリ始十月十日終 (1683)
寛永八年六月四日 (1631)
明治廿二年己丑 (1885)
昭和三十年 自十二月二日至三十一年三月三十一日 (1955～56)

3. 曝涼と文化財 IPM

日本古来の曝涼の歴史をみると、曝涼が宝物の保存という目的を達成するための手法の一つであることがわかる。曝涼と修理の関係からは特にそのことが見て取れる。修理実施が曝涼期間中かどうかは別にしても、曝涼(部門)と修理(部門)に連携、つまり両者を繋ぐ仕組みがあることは明らかであろう。『延喜式』では、曝涼業務を監督者(宝物内容価値の理解者)の下で作業者(作業内容の理解者)が実行することを決め、さらに必要に応じて修理することを決めている。監督者は「資料価値と材料構造に関する知識と判断力をもつ」人であるから、修理を旨とする者と直接間接に連携することができる。現在、正倉院事務所による曝涼は、宝物の価値材料構造理解者である職員が点検し、修理が必要であれば修理を担当する職員・技術者が行う。書陵部図書寮文庫でも書陵部の職員が点検にあたり、修補の専門職員と連携する。

さて、我国の「文化財 IPM」とは、「化学薬剤だけに頼らず、保存環境作りに努め、予防を中心とした文化財の生物被害対策」であると理解されよう。手法としての IPM は「総合的」であるけれど、あくまでも個々の文化財に対する生物被害対策の方法が総合的である、という意味である。文化財の価値、材料構造の保存状況、施設管理、自然災害・人的災害等外的危機対応といった大枠の文化財保存システムとの連携は、個々直接担当者の判断による場合が多いので、他部門との連携が図られないこともある。

そもそも、高度成長期に設立された多くの博物館美術館の生物被害対策は、最初から「曝涼」ではなく事実上ガス燻蒸からスタートした、といっても過言ではないだろう。1点1点の処置必要性を調査する余裕はなく、全収蔵品を一括して殺虫殺菌できる大規模ガス燻蒸の方が取りこぼしがないと言う意味で、文化財保護のために安全で良いことであると推奨されていたからである。当時の社会情勢からいえば当然のことであった。当初は殺虫殺菌の必要性があるものだけに行われていたガス燻蒸が、必要の有無に関わらず全資料について実施されるようになり、員数確認状態点検も忘れ

られてしまった。そのため、日本の多くの博物館では、生物被害(被疑)対策としての定期燻蒸だけがおこなわれるようになった。実際のところ、博物館施設には、社寺のように定期的な曝涼を行っているところは多くなかったと思われる。だからこそ「念のため」ガス燻蒸の実施が推奨されたものと考えられる。

我国の IPM 導入は、当時の「曝涼」→「ガス燻蒸」という時代的背景に、「ガス燻蒸」→「IPM」という図式のもとに行われたようにみえる。しかも、その際、IPM は「日常管理が基本」とも紹介された。年に「1回の委託業務」が「1年中の日常業務」になるわけだから、大きな方針のもとに実施していかなければ、実現はかなり困難であろう。かつて、ガス燻蒸移行への背景には人的予算的余裕のなさもあることを考えれば、文化財 IPM の進め方には、大いに工夫が必要である。そもそも生物被害対策の目的は文化財の保存である。文化財の保存を体系的にすすめることは、施設設置目的・組織全体の方針や体制づくりに関わるが、このことについては、別の機会に論じたい。

4. まとめにかえて

曝涼は宝物を守るための手法のひとつであること、文化財 IPM もまた文化財を守るための1手法であり、IPM そのものが目的ではない。文化財 IPM の導入に伴い、文化財分野は、本来の資料保存の意味をかりうじて取り戻し始めたともいえよう。しかし、我が国の気候風土に見合った危機管理の戦術の一つである古来からの曝涼・曝書に、まだまだ学ぶべきところ大である。

参考文献

- 查掛伊左吉 1969「曝書史稿-書籍保存の歴史-」二宮山房
- 大谷 歩 2011「資料の伝統的保存法-曝書・曝涼を中心に-」國學院大學博物館學紀要 35
- 九州国立博物館編 2011「よみがえる国宝-守り伝える日本の美」展図録

(ほんだ・みつこ

九州国立博物館 学芸部 博物館科学課 課長)